

「民法等の一部を改正する法律」が成立 — 「保管証書遺言」制度の導入について —

現行の日本民法第 967 条の規定に基づく、特別な場合を除き、「**自筆証書遺言**」、公証役場で作成される「**公正証書遺言**」及びパソコンによる作成や第三者による代筆が可能な「**秘密証書遺言**」のみが法的拘束力を持つとされている。このため、ビデオ動画やメール、LINE のメッセージなどの形式で残した内容は、遺言としては認められず、法的拘束力を持たなかった。遺言作成手続をより簡便にするため、2026 年 6 月 17 日に日本の国会において「保管証書遺言（通称：デジタル遺言）」制度の新設を盛り込んだ日本民法改正案が可決・成立した。この制度は、遺言は手書きで行い押印を要するという従来の常識を覆しただけでなく、安全性を確保ため、口述により確認する仕組みを導入している。以下、本稿において、日本の遺言に関する現行規定を紹介するほか、今回の法改正の内容について説明する。

一、日本の現行遺言制度と台湾民法上の遺言制度との比較

現行日本民法第 967 条により、遺言は「**自筆証書遺言**」、「**公正証書遺言**」及び「**秘密証書遺言**」の三種類に分類される。また、第 976 条において疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者に対し、「**死亡の危急に迫った者の遺言**」制度が設けられている。「死亡の危急に迫った者の遺言」など特別な場合を除き、「自筆証書遺言」は、原則として遺言者が遺言全文を自書しなければならない。一方、「公正証書遺言」及び「秘密証書遺言」は、いずれも公証人及び証人の関与のもと、法定手続きに従って作成されなければならない。文字を手書きすることが困難な方や体の不自由な方にとっては、遺言全文を自筆すること、又は公証役場へ赴いて手続きを行うことに伴う時間的・身体的負担が大きく、遺言を作成する意欲を低下させる要因となっていた。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	日本民法の条文内容	台湾民法との比較
自筆証書遺言	第 968 条第 1 項 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。	台湾民法第 1190 条 ¹ における「自書遺言」の要件と同様である。
公正証書遺言	第 969 条第 1 項及び第 2 項 1. 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。 一 証人二人以上の立会いがあること。 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。 2. 前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。	日本民法第 969 条は規定が簡略で、具体的な手続については「公証人法」の定めに委ねている。これに対し、台湾民法第 1191 条 ² は、公証人による筆記、読み聞かせ、説明、及び遺言者による承認等の手続を民法において直接詳細に規定している。
秘密証書遺言	第 970 条第 1 項 秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。	日本民法第 970 条に規定される「秘密証書遺言」と台湾民法第 1192 条第 1 項 ³ に規定され

¹ 台湾民法第 1190 条：「自書遺言をする者は、遺言の全文を自書し、年月日を記載し、本人が署名しなければならない。遺言に加除、訂正をした場合には、その箇所及び字数を付記し、さらに署名しなければならない。」

² 台湾民法第 1191 条第 1 項：「公正証書遺言は、二人以上の証人を指定し、遺言者が公証人の面前で遺言の趣旨を口述し、公証人がこれを筆記し、読み聞かせ、説明した上で、遺言者の承認を得た後、年月日を記載し、公証人、証人及び遺言者がそれぞれ署名しなければならない。遺言者が署名できない場合は、公証人がその事由を記載し、遺言者に指印させるものとする。」

³ 台湾民法第 1192 条第 1 項：「密封遺言は、遺言書に署名した後、これを封印し、その封じ目に署名した上で、二人以上の証人を指定して公証人に提出し、自己の遺言である旨を陳述しなければならない。本人の自筆によるものでない場合には、筆記者の氏名及び住所を併せて陳述するものとし、公証人は、封紙に当該遺言書が提出された年月日及び遺言者の陳述内容を記載した上、遺言者及び証人とともに署名しなければならない。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	ばならない。 一 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。 二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。 三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。 四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。	る「密封遺言」は、いずれも遺言の真正を確保するため、遺言者が密封前に署名を完了するほか、公証人及び二人以上の証人の面前で当該書類が自己の遺言である旨を陳述することを求めている。しかし、両者は封印の方法について相違点がある。日本では、証書に用いた印章で封印する制度が採用されているのに対し、台湾法では封じ目に署名する方式が採用されている。また、日本法は比較的押印要件を重視している一方、台湾法は主に署名を形式要件としている。
死亡の危急に迫った者の遺言	第 976 条第 1 項及び第 4 項（抜粋） 1. 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合においては、その口授を受けた者	● 日本民法第 976 条では、証人三人以上の立会いが要求されているのに対し、台湾民法第 1195 条第 1 号⁴では、二人以上の証人の立会いのみを要求している。 ● また、台湾民法第 1195 条第 2 号⁵が録音による口授

⁴ 台湾民法第 1195 条第 1 号：「遺言者が生命の危急その他の特別な事情により、他の方式によって遺言をすることができない場合には、次のいずれかの方式により口授遺言をすることができる。一、遺言者が二人以上の証人を指定し、遺言の趣旨を口述し、証人のうち一人がその遺言の趣旨を正確に筆記し、年月日を記載した上で、その他の証人とともに署名すること。」

⁵ 台湾民法第 1195 条第 2 号：「遺言者が生命の危急その他の特別な事情により、他の方式によって遺言をすることができない場合には、次のいずれかの方式により口授遺言をすることができる。二、遺言者が二人以上の証人を指定し、遺言の趣旨、遺言者の氏名及び年月日を口述し、証人全員が当該遺言が真正である旨及び証人の氏名を口述し、その全てを録音する。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。 4.前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。	遺言の作成を認めているのに対し、日本法では同様の規定は設けられていない。 ● 最後に、事後の確認手続きにおいても相違点がある。台湾民法第 1197 条⁶では、遺言者の死亡後 3 か月以内に、証人又は利害関係者が親族会議にその真偽の認定を求め、親族会議の認定に異議がある場合に初めて、裁判所に対して判定を求めることができる旨を規定している。
--	--	---

二、 今回の法改正の内容

今回新たに創設される制度の正式名称は「保管証書遺言」である。メディアでは「スマホ遺言」などの名称で報道されることが多く、スマホだけで簡単に遺言が作成できるかのような誤解を招くおそれがある。しかし、本制度は、従来の紙による遺言を単に電子化するものではない。デジタルによる作成を基盤としつつ、電子署名、本人確認及び本人の真意の確認などの手続きを設けることにより、遺言が本人の真意に基づいて作成されたことを確保し、なりすまし作成や内容の改ざんなどのリスクを防止した上で、最終的に法務局に確認及び保管の手続を行う仕組みとなっている。法務局における確認手続について、具体的には、遺言者が法務局に対して遺言の全文を口述し、法務局が遺言の内容と本人の真意との一致を確認した上で、保管手続が完了す

その録音媒体をその場で封印し、年月日を記載し、証人全員が封印の封じ目に署名すること。」

⁶ 台湾民法第 1197 条：「口授遺言は、証人のうち 1 名又は利害関係者が、遺言者の死亡後 3 か月以内に、親族会議にその真偽の認定を求めなければならない。親族会議の認定について異議がある場合には、裁判所にその判断を求めることができる。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

る仕組みとなっている。これらの手続については、遺言者が法務局に出向いて行う方法のほか、オンラインビデオ通話（ウェブ会議システムなど）を利用して行うことも可能とされる見込みである。このような制度設計により、自筆証書遺言において求められていた遺言者本人による全文自書の負担を軽減し、遺言書の紛失、隠匿又は改ざんの可能性を低減するとともに、厳格な本人の真意の確認手続を設けることにより、遺言制度に求められる慎重性を確保している。

注目すべき点は、今回の日本の法改正は現行の自筆証書遺言に取って代わるものではなく、新たに第四の遺言方式を設けるものであるということである。その背景には、現代社会における高齢化やデジタル化の進展に伴うニーズが反映されている。デジタルツールを活用することで、遺言作成のハードルを引き下げ、特に、高齢者や書字能力が低下した方、又は体が不自由な方における遺言作成の負担軽減が期待されている。

これに対して、台湾の現行の遺言制度は、依然として伝統的な方式を中心としており、日本のようなデジタル遺言制度は導入されていない。台湾民法には、代筆証書遺言や口授証書遺言などの例外的な方式が既に設けられているが、依然として書面による作成及び厳格な方式要件を原則としている。高齢化社会の進展とデジタル技術の普及に伴い、遺言の真正性を確保し、紛争を防止しつつ、いかにデジタルツールを適切に活用して遺言作成のハードルを下げていくかは、今後の制度改革において注目すべき重要な課題となると考えられる。

現在、「保管証書遺言（デジタル遺言）」制度はまだ施行されておらず、関連する附帯措置の整備を完成させた上で、政令で具体的な期日から施行されることとなる。ただし、遅くとも法律公布日（2026 年 6 月 24 日）から起算して3年内には施行される予定である。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。